2018年4月

2018年度にマンション管理関係団体等を対象に協力要請を行う統計調査

整理番号	実施機関	各府省が協力要請 を行う時期	協力要請を行う 統計調査	協力要請の内容		統計調査員等が建物を管理されている方に、ご挨拶	その他
				団体の皆様	団体に加入している会員等の皆様	にお伺いする時期	TONE
1	総務省	2018年5月頃 (右記の統計調査 について、一括して 協力要請を行いま す。)	住宅·土地統計調査	・団体に加入している会員等への調査の周知・団体広報誌、H P 等を通じた広報へのご協力	・オーナー・管理組合への取次ぎ、管理員への連絡・管理物件の所在地情報の提供、空室情報の提供・建物内における調査ポスター等の掲示・各住戸の連続訪問のご了解・調査員の推薦、調査員として調査活動への従事等	象となった場合。以下の統 計調査においても同じ。)	・都道府県や市町村が、連合会を構成する各団体や、団体の地方組織等に対して、別途、協力要請を行う場合があります。 ・市町村職員や統計調査員が、建物を管理されている方に、別途、協力要請を行う場合があります。
			労働力調査 小売物価統計調査 (家賃調査) 家計調査	・団体に加入している会員 等への調査の周知	・集合住宅への統計調査員の立ち入り等に対する協力	毎月	・都道府県職員や統計調査員が、建物を管理されている方に、別途、建物内における調査ポスター等の掲示や、空室情報の提供等の協力要請を行う場合があります。
2	厚生労働省	2018年2月頃	国民生活基礎調査	・団体に加入している会員 等への調査の周知	・集合住宅への統計調査員の立ち入り等に対する協力	2018年4月中旬頃	・保健所職員や統計調査員が、建物を管理されている方に、別途、協力要請を行う場合があります。

各団体への具体的な協力要請の内容については、団体に加入する会員等の事業内容が団体ごとに異なるため、実施機関が団体ごとに調整させていただきます。 (注)本資料に掲載している統計調査以外についても、統計調査を行う過程において、個別に建物を管理されている方及び一部の関係団体に対して協力要請を行う場合があります。